

有害大気汚染物質の状況

(1) 概要

- ・有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質（248 物質）のうち、優先取組物質 20 物質と水銀及びその化合物、計 21 物質について、調査を行った。
- ・魚崎自排局、灘浜一般局、兵庫南部一般局、西神一般局、東灘一般局、港島一般局の 6 地点において、24 時間測定を月 1 回の頻度で年 12 回実施した。

(2) 調査結果

- ・環境基準が定められている 4 物質（ジクロロメタン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ベンゼン）については全て環境基準を達成した。
- ・環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が定められている 11 物質（アクリロトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物）については、全て指針値を下回っていた。

表－1 有害大気汚染物質調査結果（2023 年度：年平均値）

項目	魚崎 自排局	灘浜 一般局	兵庫 南部 一般局	西神 一般局	東灘 一般局	港島 一般局	平均	環境基準 (指針値)	備考
アクリロトリル (μg/m ³)	0.029	0.025	0.021	0.0043	0.057	0.0088	0.024	(2 以下)	優 先 取 組 物 質
アセトアルデヒド (μg/m ³)	2.5	2.5	1.9	1.3	-	-	2.1	(120 以下)	
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	0.018	0.015	0.016	0.014	0.013	0.012	0.015	(10 以下)	
塩化メチル (μg/m ³)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	(94 以下)	
クロム及びその化合物 (ng/m ³)	5.7	4.5	4.1	2.5	-	-	4.2	-	
クロホルム (μg/m ³)	0.19	0.17	0.15	0.12	0.16	0.18	0.16	(18 以下)	
酸化エチレン (μg/m ³)	0.06	0.058	0.064	0.22	-	-	0.10	-	
1,2-ジクロロエタン (μg/m ³)	0.38	0.32	0.16	0.12	0.41	0.13	0.25	(1.6 以下)	
ジクロロメタン (μg/m ³)	1.2	1.0	1.1	1.6	1.0	1.1	1.2	150 以下	
テトラクロエチレン (μg/m ³)	0.11	0.16	0.072	0.036	0.11	0.089	0.096	200 以下	
トリクロエチレン (μg/m ³)	0.085	0.13	0.075	0.084	0.075	0.080	0.088	130 以下	
トルエン (μg/m ³)	4.4	4.5	4.5	2.8	3	3	3.7	-	
ニッケル化合物 (ng/m ³)	4.1	5.5	4.3	2	-	-	4.0	(25 以下)	
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	0.85	0.80	0.83	0.78	-	-	0.82	(6 以下)	
1,3-ブタジエン (μg/m ³)	0.040	0.032	0.028	0.025	0.024	0.017	0.028	(2.5 以下)	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	0.013	0.018	0.012	0.0071	-	-	0.013	-	
ベンゼン (μg/m ³)	0.67	0.62	0.57	0.52	0.59	0.57	0.59	3 以下	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m ³)	0.042	0.041	0.036	0.06	-	-	0.045	-	
ホルムアルデヒド (μg/m ³)	2.0	1.9	1.6	1.2	-	-	1.7	-	
マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	19	16	17	11	-	-	16	(140 以下)	
水銀及びその化合物 (ng/m ³)	1.9	1.9	1.8	1.7	-	-	1.8	(40 以下)	